

大正六年六月二十一日第三號發行 每冊一圓二角發行

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十二第

行發日一月一年三和昭

特別號

法人に關する重複課税の問題 . . . 法學博士 神戸 正雄

ハイデッガーの關心論 . . . 文學博士 米田庄太郎

動物界の道德 . . . 理學士 川村多實二

長崎貿易に於ける銅及銀の支那輸出に就いて . . . 文學博士 矢野 仁一

型について . . . 法學士 恒藤 恭

アダム「富國民論」の研究對象并に方法の基本的考察 . . . 法學士 石川 興二

奥羽諸藩における赤子養育仕法 . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

自作農地の創設及維持 . . . 法學博士 河田 嗣郎

專賣類似の仕法に基百姓一揆 . . . 經濟學士 黒正 巖

(藝 轉 載)

奥羽諸藩における赤子養育仕法

本庄榮治郎

一 緒言

徳川時代の人口は、その前半に於ては増加の傾向を示したが、其後半に於ては寧ろ静止の状を呈せしことは、私の既に論じた處である。人口状態がかくの如く變化したに就ては勿論種々なる理由があるが、概していへば前半期は戦國争亂の後を享けた平和時代であり、國民がその堵に安じて、産業に従事し、人口増殖に都合よき状態が開けたものであつたが、その後半期に於ては太平の餘弊に染み、一般に保守退嬰に陥り農村は疲弊し、且飢饉疫病其他の天災が頻りに起つたのみならず、墮胎陰殺の惡風行はれし爲め人口は殆んど静止の状態となつたのである。而して當時人口問題として重要なものは人口の都市集中の問題と人口制限の問題との兩者である。前者については暫く之を措き、後者について少しく述べて見たいと思ふ。

二 人口の制限

人口制限は即ち墮胎陰殺の弊風が當時一般に行はれたことである。それは江戸・京・大阪等の大都會に行はれたのみならず、奥羽より九州各地に至る農村に於ても盛んに行はれたことは既に諸種の文献にあきらかである。¹⁾ 明和四年の令にも『百姓共大勢子供有之候は、出生の子を産所にて直に殺候國柄も有之段相聞、不仁の至に候。以來右體の儀無之様、村役人は勿論百姓共も相互に心を附可申候。常陸下總邊にては別て右の取沙汰有之由、若外より相顯におゐては可爲曲事者也』²⁾とある。九州では五子あれば二兒を殺すの風があり、土佐地方では一家には一男二女を擧ぐるを以て限度とするの風があり、或る地方では出産届は男子ばかりであつて、女子出生は十人に一人もあるかなきか位の處もあつた。日向地方では長子一人を擧ぐるのみで他は暗から暗へ葬り、却て上方其他にて兒童をかどはかし、之を賣りに來る所の所謂人買船³⁾によつて幼兒を買取る方が、赤兒を養育するの手續が省けると考ふるに至つたといふことである。これ等の事實に徴するも墮胎陰殺の一般に行はれたことは認めざるを得ざる處である。

右の風習は、常に庶民階級に行はれたのみならず、武士階級にも及んで居た。中井竹山の「草茅危言」に「邊土遠裔の窮民、子を擧ざる者夥し。沿習風をなして恬然として怪まず。日向あたり

1) 拙著、經濟史研究 118頁

2) 徳川禁令考、五帙、276頁

3) 草茅危言、日本經濟叢書 第十六卷、443頁

別して甚く、其風士大夫迄も傳染したるは飽迄聞及たり。(略中)士大夫の間にて出産あれば互に問合て此度は子を舉ると聞は往て賀し、舉ぬと聞は知らぬ振にて賀せずと云。大方長子一人を舉げて其餘は舉す。若二三人も舉れば未練也とて笑ふ由あきればはてたる事也』とあるが如き之を證するものである。

制限の方法は藥物施術によつて墮胎し、壓殺の方法によつて殺兒を行つたものであるが、當時之を問引く、かへす、戻すなどと稱したものであつて、問引といふ所以は恰も菜大根などを引抜いて根を絶つと同様に考へたものである。都會では概して墮胎の方が多く、田舎では殺兒の方が多く行はれたやうである。この墮胎施術者は即ち中條流と稱せらるゝもので、もとは産科醫であつたが、後には墮胎を専門とする者をも指すやうになつた。「松屋筆記」には『今の世中條流子おろしの術都下に遍滿せり。墮胎の藥技を施す事也』とある。又正保三年の江戸町觸では看板を掲げて子おろしの商賣をすることを禁じ、天保改革のときの觸書にも市中女醫者の墮胎を禁じて居るから此種營業者のあつたことは明かである。更に民間にて墮胎藥を賣るを業とせるものもあつた。「見た京物語」に『所たしかに覺へず自由丸といふ藥の金看板表に出してあり、其脇書に子を孕むこと妙なり、子を孕まんこと妙なり』とある如きその一例である。

(註)「野城志」卷二に曰く『子問引はうるぬくの義なり、即強^{ウツロク}抜^{ウツロク}の省言なり。其の間を空くするの意也。木苗物の蕃殖せ

4) 同上、442-443頁

5) 圖書刊行會本、松屋筆記第三、347頁

6) 正實事錄四

7) 徳川熱合考、第五巻、591頁

るを抜き捨るより出たる詞とみえたり。又方俗これを戻すとも云、是來るものを還すの義なり。處により或はぶつ返すとも云とぞ。即打返すなるべし。又曰く『夫多子を乳するは穢醫産業の妨になるとて、窮民は一二子を育し、富家は三四子に過ず、五人以上を生育する者、世の稀なることに思ひ、合壁四隣怪しき誘ふ。先づ胎子を産み落すや、夫婦諸とも赤子をつかみ、藁糠の類を口に推込み、呼吸を止め、肛門を塞ぎ、壁下に推し敷き、或は薦建に裏み、白礫など重き物をおしに置き、或は土中に埋め、或は絞め縊りなど種々様々の仕方にて害するなり。其殘忍慘毒なること誰か惻隱の心を動かさざらんや。幸に死にそこなひて活たるものも、首筋曲りよぢれて生れ得ぬかたわに成るなり。予が家の奴婢などにもかゝるものありき。舊習の國俗とはいひながら、悪鬼夜叉の心に倖しく人類の爲すべき業とも思はれず、人面獸心に非ずや。其多くの中には、手づからなし兼て穢醫に託して戻さすものあり。是等は穢醫を嚴く戒むべきことなり。又胎内の子を藥を用て破り殺すもあり。是又生れて殺すも何んぞ異ならんや。人の人たるものゝすまじきこと也。此惡習年久しく民心に浸潤し常のことゝなり侍れば、銘々禽獸にも劣りたるわざとしらず、又人間の恥づべきことゝも思はず、かくせねばならぬことゝ心得たるは歎かはしきことならずや』

三 人口制限に對する政策

この人口制限に對する政策としては幕府も相當の注意を拂ひ、墮胎施術者に對して處罰を加へたことがあり、享和元年三月植崎九八郎の上書には『近來御料所の方は少々づゝの御手當にて、子をまびく事御停止にて、大概是止候様に承りおよび申候。先は宜方に奉存候』と云つて居るが、その所謂『少々づづの御手當』なるものが、果して如何なる地方に於て如何なる方法で行はれ

8) 温知叢書第九編 19頁

9) 岩磐史料叢書、上卷、磐城志 50-51頁

1) 拙著、經濟史研究 125頁

2) 農策雜收、日本經濟叢書第十二卷 422頁

たものであるかは明かでない。たゞ幕府の代官が地方で行つた方法は一二その例がある。例へば常毛二州の代官竹垣直温は殺兒を禁じ、育兒金を與へ、且越後の窮民を移し、田宅を授けて地を開墾せしめた。寛政五年以來凡そ二十年にして流民の原籍に復する者百六十餘人、兒子の育つ者三千二百人、越民の此地に籍する者凡そ三百餘戸千七百口に及んだ。また鹽谷大四郎が作州吉野郡に代官たりしとき間引の慣習廣く行はるゝを慨し、久美濱の富商稻葉市郎左衛門を説いて銀二十貫目を献せしめ、之を基金としその利子を以て吉野郡の兒子養育者を扶助した。これによつて多年の弊習漸く止み人口も増加するに至つたといふ。

轉じて各藩を見るに、當時この弊風改善のために努力せしものが少くない。例へば白河藩、庄内藩、仙臺藩、米澤藩、秋田藩、水戸藩、土佐藩、鹿兒島藩等の如きそれである。その方法には種々あるが、妊婦を調査し、分娩の後、育兒金を與ふる如きは多く採用された方法である。

又民間篤志の者がこの弊風改善に盡した事も少くない。例へば文化文政の頃伊豫安居島の廣橋太助が富有の民を諭して金穀を募り、之を元資とし、其利息を以て郡内貧民の子を生む者に對し、三年間毎年米一苞宛を給したる如き、又天保の頃下野鹿沼の人、鈴木四郎兵衛が妊婦あるを聞く毎に、遠近を問はず往いて之を訪ひ、兒を擧ぐれば私資を出して之が衣食の料に充てしめ、遂に五百餘人の生命を救つたと傳へらるゝ如き、安政の頃上總國武射郡富田村の大高善兵衛が自

3) 民政史稿制治民政篇 下巻 364頁、374頁
4) 拙著、近世農村問題史論 130頁以下
5) 民政史稿、賑恤救濟篇 175頁
6) 同、211頁

ら戸毎に説き人毎に諭して奔走到らざるなく、且つ自ら貧兒孤兒を養育すること三十餘人に及び維新後も縣當局者と共にこの陋習改善に努めし如き⁷⁾これである。

四 奥羽における事例

次に問題の範圍を狭めて奥羽地方だけについて考ふるに、この地方に於ても人口制限の盛んに行はれたことはいふ迄もない。本多利明は「間引子と荒し作りは箱根峠より東諸國の風俗」なりといひ、「窓の須佐美」には庄内地方に此弊風あることを説き、「奉呈松塘定田君封事」にも「小生熟々秋田表の形勢を觀察致し候處、御分國之内にて百姓貧窶の者は、其父母の養に窮迫致し候に付、婦人産子候とも其父母には不被替事故、泣々産出の赤子を殺害致候者毎年數萬に相及び候次第に御座候」と述べて居る。又仙臺藩蘆東山の上書にも「五六十年以前まで(元祿頃)御百姓子供生育仕るには一夫一婦にて男女五六人も七八人も生育仕候處、近年不相續仕る故か、又世上奢り候故にや一兩人の外は多く生育不仕、もどす、返す杯と申候て出生いなや其父母直きに殘害仕候。(中略)此弊風に習ひ候て富民共も多子より少子の勞なきが勝り候とて是亦三四人に不過候」といへる如き、何れも奥羽地方に於てもこの陋習の一般に行はれたことを示すものであらう。

而してこの陋習を改善するために奥羽各藩に於て赤子養育仕法を立てたものが少くない。且天

7) 同、277頁
 1) 日本經濟叢書第十二卷 189頁
 2) 日本經濟叢書第七編 260頁
 3) 日本經濟叢書全集卷中 635頁
 4) 日本經濟叢書卷八、530頁

明・天保の飢饉が奥羽地方にては殊に甚しかつたから、これがために此等地方の人口の減少せし
ことも甚しく、農業勞力を充實するために、人口の増加を必要としたことが少くなかつた。この
點から見るも陋習改善の必要は一層大なるものがあつたであらう。

白川樂翁公が同藩に於て人口増殖策を採つたことは私の既に述べた所であるが、尙「甲子夜話」
にも次の如き一節が見えて居る。即ち「奥州の民間は子を産すれば、即殺して育することなし。
これ取揚婆の産所に於てかく爲ることゝぞ。常州の俗に同じきか。然るを樂翁始め白川へ入部あ
りてより殊にこれを禁じ、國中に令を廻し、民間に妊身の婦あるときは届させ、醫者一人と産婆
一人を遣し改め、臨産のときも亦遣して取揚させける。但その手當として一口に金一圓二方宛を
與へたりしとぞ。侯の國事に心を用ふる如斯。因て白川人別増て、後は新田等も多く開け、この
墾田には國中の士、三男四男の輩もかの地の農と爲れりとぞ」云々と。又寺西對元が寛政四年白
河郡の塙及岩城小名濱の代官となるや、この惡風を改善せんとして訓誨教導を怠らず、二十年間
絶えず部内を巡視し、赤子一人生るれば金一枚或は二枚を貧富の度に應じて給與し、其後民口繁
殖するに至つたといふ。文政二年塙に建てられた誕育塚はこの事績を傳ふるものである。⁵⁾
會津藩に於ても「舊來の弊俗父母子を育する二三子に至れば之を育するの勞を厭うて皆取あけ
ず、分娩をまつて産子を害す。是れを問晩とんぱんといふ。庶民慣れて常とし恬とんぱんとして怪とんぱんます」。寛文三

5) 策 55頁以下
6) 對 題 史 論 130頁
7) 對 題 史 論 206頁
8) 對 題 史 論 163頁
9) 對 題 史 論 11頁。稗德編 761頁

年七月保科正之は衆に之を教諭すべきことを命じた。尤「此度急度御法度に被仰付候にては無之候へども、下々へ平日無油斷申教へ其中に教も不聞入者有之候は、中將様殊の外御嫌ひ被成候儀に候間、立御耳候は、不可然由申聞け候は、速に可相止候」¹⁰⁾とあるから、具體的に養育方法を設けたわけではないやうであるが、兎に角惡習改善のための教誡をなさしめたことであらう。また莊内藩では老臣水野大膳が貧民の養ひ難きものを選び、その子五歳に至るまで扶持米を與へてこの弊風矯正に力め、¹¹⁾其他仙臺藩秋田藩のことについては土屋氏の研究があり、¹²⁾米澤藩については齋藤氏の著書に¹³⁾そのことが見えて居る。

また民間篤志の行爲としては幕末の頃仙北地方一帯の地に於て僧慶念坊(文生三、年生る)が因果の理を説き、死すべき運命にありし嬰兒を貰ひ受けて育てあげしものが五十數人に及んだ。近郷の人で慶念の篤志に感じてその持地を賣つて慶念を援助したのもあつたといふ。¹⁴⁾尙、明治六年岩代國信夫郡福島町米澤屋源八外二人が以前より存せしと思はるゝ、「子孫繁昌手引草」¹⁵⁾なる書を施板し、問引子の弊風を矯正せんと試み、之に倣ひて更に同文の書を再び他人が施本せしが如きこともあつた。此等の例は尙地にも存することであらう。

10) 松(日本偉人言行資料) 220頁
 11) 前掲、窓のすきみ 260頁、賑恤救済篇 107頁
 12) 齋藤家藩の赤子養育仕法、經濟學論集第三卷一號、秋田藩及鹿兒島藩の人口政策國家學會雜誌第三九卷三號
 13) 齋藤圭助、上杉鷹山公の農政

五 中村藩、二本松藩及新莊藩における

赤子養育仕法

最近私は中村藩の育兒仕法に關する規定を見るの機會を得たから、それをこゝに紹介すると共に、二本松藩及び新莊藩における同様の仕法をも述べて見たいと思ふ。

(一) 中村藩。中村藩は慶長以來相馬氏の封土であつて、石高六萬石である。「磐城志」に「按に今、子問引の國東國に總て六ヶ國あり、所謂奥羽、常陸、下總、上下野州等是なり。就中岩城常陸相馬下野邊を盛なりとす」とあつて問引の風習はこの地にも盛んに行はれたが、天明の飢饉のために人口は著しく減少した。當時の調査によれば左の如くである。

天明飢饉死亡表

郷名	人口	病死	失踪	明家	死亡歩合
宇多	一〇、五六七	一、一九六	一七五	三〇八 ^戸	一割一步
北郷	七、一一八	二三八	七八	一一一	四分七厘
中郷	九、二四四	一、一七五	三〇八	二六三	一割一步
小高	六、五二八	四二八	一五六	一〇九	六分五厘
北標葉	五、四七二	二六二	六六	七四	四分八厘

14) 御橋義海、廢念坊の事蹟 6—11, 46—51頁
 15) 前掲、磐城志、51頁參照
 1) 前掲、51頁
 2) 飯塚氏手記による。

南標葉	四、一八〇	一四四	二九	二六	三分四厘
山 中	五、一三四	八七四	一、〇三一	四八〇	一割七分
計	四八、二四三	四、四一七	一、八四三	一、三七一	

以上の事實は天明三年十月一日より翌四年三月十五日迄の調査に係るものであつて、六月に至りては死亡離散の數八千五百人、其後の再調査により凡一萬四千餘人の多數に達し、即ち人口の四分一を失ふに至つたといふ。

當時の藩主即ち十一代祥胤公は人口の減少を憂へ、墮胎殺兒の弊風を矯正せんことに力め、一方には神佛信仰の徳性を涵養せんがために、城南高松の社地境内に子安大明神の祠を建て、平産守護の神と爲し、懷妊の者へ板を授け、信心の徳に依て平産母子安全の立願を爲さしめ、又妙見社に於ては母子安全、五穀成就、人民豊樂、子孫繁昌の守札を領内全般に配付し、殊に懷妊者のため、月並母子安全の祈禱を執行して守札を附與し、其出産の子女に對しては壽命料として若干の米穀を給與し、専ら産兒の生育を遂げしめ、又一面身持不謹慎のため、流産又は死兒分娩等の者へは、その産婦の恢復後鬢髪を剃り細を付け、罪狀を記したる紙小箆を指さしめ、居町村附近を引廻し、奉公人の妻女にありては、その格祿を褫奪する等のことも行はれた。長松寺住僧物先禪師も大に感ずる所あり、萬民豊樂母子安全祈禱の寶牘を領内毎戸に一枚宛配分したといふことである。³⁾

而して赤子養育料については天明七年六月に至つて家中諸士、町人等に對し三男三女より一人

に付米一俵づゝ七ヶ年間給與し、農民に對しては初年に壽命料一俵養育料二俵、二年三年に養育料二俵づゝ、四年乃至七年に養育料一俵づゝ、都合すべて十一俵を給することゝした。然るに其後寛政十一年及び文政五年に、百姓町人に對する給與を、子供の順位によつて區別することゝし、又双生兒の場合には特に多額の給與をなすことゝした。その大體は次の如くである。

寛政十一未年以來養育料割合

百姓三男三女	米一拾俵	初年より三年目迄 四年目より七年目迄	一ヶ年二俵宛 一ヶ年一俵宛
同 四男四女	米十六俵 外一俵	初年四俵 二年目より七年目まで	一ヶ年二俵宛 壽命料
同 五男五女以上	米十八俵 外一俵	初年五俵 三年目より七年目迄	二ヶ年目 三俵 一ヶ年二俵宛 壽命料
町人三男三女	米七俵	初年より一俵宛七ヶ年渡す	
同 四男四女	米十三俵	初年四俵 二年目より四年目まで 五年目より七年目まで	一ヶ年一俵宛 一ヶ年二俵宛
同 五男五女以上	米十五俵	初年五俵 二年目 三俵 三年目より四年目迄 五年目より七年目迄	一ヶ年三俵宛 一ヶ年一俵宛
百姓町人共打出生	米三十六俵	初年十二俵 六俵	出生の節渡す 七日過渡す
百姓三男三女	米拾俵	壽命料一俵 初年四俵 二年目二俵 三年目より五年目まで	一ヶ年一俵宛

文政五午年以來養育料割合

壽命料一俵 初年四俵 二年目二俵
三年目より五年目まで一ヶ年一俵宛

同 四男 四女 米拾俵金二分

壽命料一俵 初年四俵一分 二年目二俵一分
三年目より五年目まで一ヶ年一俵宛

同 五男五女以上 米拾一俵金二分

壽命料一俵 初年五俵一分 二年目二俵一分
三年目より五年目まで一ヶ年一俵宛

町人三男 三女 米 三 俵

初年一俵 二年目一俵 三年目一俵

同 四男 四女 米四俵金一分

初年二俵一分 二年目一俵 三年目一俵

同 五男五女以上 米五俵金一分

初年三俵一分 二年目一俵 三年目一俵

百姓町人共存出生 米三十六俵

初年十二俵 六 俵 出生の節渡す
二年目より三年目迄一ヶ年十二俵宛

一、三男三女より養育料被下候處、兄弟之内奉公に出歟縁付候共定の年限丈相渡候事

一、惣領並二男二女死亡致候後出生の三男三女には不相渡候欠落致候也も同様の事

一、三男三女養育料相渡年限中兄弟の内死去致候は、渡殘は不相渡候。四男四女以上共有に順し後の渡定相減す

一、存出生の儀は初産にても定俵數相渡候

但三男三女出生後たとへは男子存出生候は、四男と五男の定俵數相渡、外に三拾六俵相渡候

一、其月の出生翌月取調十日迄に爲相出、十五日迄に斷相出、十五日より廿日迄に相渡候事

右と類似の方法は他藩においても行はれた所であつて、敢て珍らしき事柄ではないが、この種の規定の中にあつては詳細なるもの、一である。殊に町人と百姓とを區別し、百姓に厚く給與したること、給與期間が七ヶ年若くは五ヶ年の長年月に及んだことは一の特色である。殺兒の場合に長子はその危険率が割合に少く、次子以下については甚だ多く、寧ろ生存することが例外であることは、嘗て私が上總國武射郡の數字を引用して説明した處であるが、諸藩の赤子養育仕法に

於て、大抵は長子には之を與へず、次子より之を支給せることは、間接に之を證明するものを見ることが出来る。然るに中村藩に於ては、天明以來常に三男三女より之を支給し次子に支給せざるは、如何なる理由に依るか明かならざるも一家に二兒位は養育するを常とし、従つて次子に對する陰殺の危険も割合に少いが、兒女三人以上に及べば生計其だ困難となり、多くは養育し得ざる状態に陥りしためであらうと思はれる。二男二女死亡のために三男三女に養育料を與へざることも右の事情の下に於ては諒解し得る處である。また双生子に對し初産にても之れを與へ、四男四女以下に該當する場合は、双生子に對する既定の俵數の外、四男五男の定數をも併せ給與したるは、双生子の養育が困難であり、養育費を多く要するのみならず、當時之を耻じて殺す者少からざりしため、特に給與を多くしたものであらう。

(註) 米澤藩では双生兒を育つときは兩親に害ありとし、その一兒を殺すの迷信があつたといふことである。⁶⁾

(二) 二本松藩。二本松藩は寛永二十年に丹羽右京太夫光重が白川より轉封せられて後、代々丹羽氏が襲封して明治の維新に及んでゐる。その民政に關する統轄機關等については、別に異なる處がないが、育兒・養老・窮民救濟等に關する諸制度は特に藩の誇りとする所なりと傳へられてゐる。⁷⁾ 八代高庸公のとき、始めて生育の制度を定め(延享二年八月) 九代長貴公のとき、更にその法を改めて(天明六年三月) 永世の基本とした。また寛政二年六月生育養老の法を實施し、封内農商の赤子及九十

6) 齊藤忠助、上杉鷹山公の農政 102頁

7) 二本松藩史 506頁

歳以上の男女に、各綿衣一領を與へ、以て後世の成規とした。十代長祥公の享和二年に條目の改定があつたが、その中の一ヶ條には「赤子生育の儀追々申出候趣堅相守子供出生の節、不仁致方彌有間敷候。若用ざるもの有之者役人共へ可申出、隠置候は、當人者不及言、名主檢斷五人組の者共に可爲曲事事」とある。⁸⁾

今文化十一年極月改正の生育御手當の覺によれば長子出生の場合は手當を與へず、次子以下左の標準によつて之を與へる。

一、町、在	二	子	五斗八米	一俵
一、同	三	四子	同	二俵
一、同	五	子以上	同	四俵

而して御手當米申立帳並受取證文を出生三ヶ月目の二日四日兩日の内に會所へ指出す規定である。但、出生三十日未滿にて死亡した場合は手當を與へず、出生手當申立てすとも三十日以上にて死亡したるときは子の順位如何によらず一俵を與へ、手當申請後下附前に死亡すとも申立高の通り給與する。双子出生の場合は廿二俵を與へる。これは出産後直ちに五俵を與へ、三ヶ月目に五俵、翌年より四ヶ年間三俵つゝ毎年極月に與へる。但双子出生後手當米を受けざる内に一子死亡したる場合は、出産後直ちに手當米を給せず、三ヶ月後に至り、子の順位に應じて普通の手當を與へることゝなつて居る。又懷妊を知らず奉公に出て出生したる場合は三ヶ月目に申立て四

8) 同上、50、54、506頁

9) 同上、584頁

儀を與へる。但、出生後養育のため引込たる場合は普通の手當を與ふるのみである。出生の赤子に衣服を與ふることは、貧福や子數に拘らず、嫡子の外兄弟十歳以下の者に與へ、四月乃至八月出生のものは恰、九月乃至三月出生の者は綿入を與へる。その他詳細なる規定があるも今は之を省く。

天保三辰年の改正¹⁰⁾では

一、衣服被下是迄の通二子より被下候事

兄弟九歳より以下

一、金二分は町在三子へ被下候事

一、同三分は同四子へ被下候事

一、同一兩は同五子以上被下候事

但出生三十日後病死候へば半高は被下候事

一、金一分は奉公中出生初子へ被下候事

一、同二分は同二三子へ被下候事

一、同一兩は同四子以上へ被下候事

但何れも七月極月二期に被下候事

右何れも兄弟七歳以下八歳に御成候へば不被下候事

双子へ御手當

一、金八兩被下

内 二兩二分は出生直に被下

二兩二分は三ヶ月日被下

一兩宛翌年より三ヶ年被下候事

一、出生の赤子一年に不満内母病死致乳無子に相成難産の者へは申立の上左の通被下

一、錢一貫文宛 但一ヶ月分

但出生の月より一ヶ年に滿候迄被下候事

とあつて從來の手當米を金錢にて與へることゝなつた。出生兒と兄弟との間が長年月を隔て居る場合に手當米を支給せざるは、かゝる場合に於て出生兒の養育が比較的容易なるがためであらう。

(三) 新庄藩。新庄藩(戸澤氏六萬八千石)でも赤子養育法が行はれた。¹¹⁾ その起源は明かでないが、享保頃にも何等かの救助法があつたやうである。文政四年十二月には郷村及有志を勧誘し、赤子養育米貯蓄の方法を設け無盡を發起し、米千俵を積立貸與し、その利米を以て赤子養育の手當とし、或は夫食付の利米を以て救助する等のことがあつたが、凶作飢饉等に際し、元米を失ひ中絶するに至つたこともある。或は出産後養育のため、夫は百日間傳馬を用捨し、或は不心得のものは額入墨、男眉毛剃落し、村役人不吟味の場合は過料等の罰則も設けられたことがある。嘉永五年に至つて達書を發したが、その内には、

11) 最上郡史 80-84頁

一、懐胎人有之候はば其旨五人組合に通じ、村役人並長百姓は相届可申候。右村役人長百姓共假令當人より届無之候共月々相改出産の節も逢吟味御代官へ相届可申事

但萬一心得違の者有之候はば夫婦共に御咎可被仰付、村役人長百姓は改方等圍に心得、脇々より相顯候はば過料可被仰付事

一、懐胎人出生有之候内、極困窮のもの、御手當米被成下候間御代官吟味の上可申出候事

一、出産後乳不足のものへも右同様の事

云々

等のことが見えて居る。即ち手當米を支給せらるゝものは極困窮のもの又は乳不足のものであつてすべての産婦に對するものでないことは注意を要する。手當米額は、その分に應し米七俵、五俵、三俵の三種とし、各これを三ヶ年間に與ふるものである。即ち七俵の分は初年に三俵、其後二俵づゝ、五俵の分は初年翌年二俵づゝ、三年目に一俵とし、三俵の分は毎年一俵づゝであつたといふ。此等の點から見ても、新庄藩の青兒仕法には、救貧の趣意が多分に含まれて居るやうである。尙民間の救助としては享保頃に端雲院の僧榮天なるもの慈善者の喜捐を資として救助に努めた。また英照院の僧瑞天も寺領百石よりの收納米中、生計米を除き其餘米を官に依托し民間に貸付け、その利米を以て赤子養育の費に充てたといふことである。

六 結 言

以上三藩の事例を述べたが、各その特色があつて甚だ興味が深い。悪習改善の方法としては或は信仰若くは教諭の如き精神的感化の方法をとり、或は物質的に手當米や育兒金を與へてその目的の達成につこめ、或は刑罰の如き方法をとりし場合もある。中村藩の如きは以上三種の方法を何れも採用せしものとも見ることが出来る。

また手當米金であつても、農民町人のみならず諸士にまで與へたものもある。又それ等を同様に取り扱へる場合と、それ等を區別したる場合(例へば農民と町人によつて給與を異にする如き)とにより、自ら爲政者の意の存する處を知るに足る。また給與は次子より與へ、或は三子より與へ、或は多兒養育の場合でも出生兒がその兄弟との間隔大なる場合は手當米を給せず、反之、双生子の場合は初子より之を支給する如き、或は給與期間も三年のものもあれば七年の長きに及べるものもある。かくの如きは勿論各藩の種々なる事情に依る處であるが、またそれぞれ相當の理由のある所であらう。また一般産家に對して與ふる場合と、主として貧困者に與ふる場合とにより、赤子養育を如何なる立場から見えてゐるかを知らることが出来る。即ち育兒仕法を救貧政策と見たる場合と、惡風矯正の社會的政策、若くは農業勞力充實の政策として觀たる場合とがあり得るわけである。また新庄藩の如く産婦の夫の傳馬役を免したる如き場合、赤子養育といふ意味は米金給與の場合と大に異らざるを得ないであらう。或は藩が給與する場合と無盡を組織して相互救

濟を行ふ場合と、民間篤志者の救済とは、これ亦その性質効果等に多少の差異がある。

最後に、この仕法の効果如何であるが、以上の規定だけでは、もとよりそれは明かではない。他日その方面の資料を得て本稿を補ふの外なき次第であるが、數字を離れて概括的にいへば、全然効果なかりしものは斷ずることを得ざると同時に、又非常なる實效を挙げ得たものともいひ得ないであらう。換言すれば、これによつてこの弊風を根絶し得ざりしものではあるが、然し多少とも改善の實を挙げたことは、種々の事例や記述から論斷し得る處である。又必ずしも藩の仕法のみで右の惡風が矯正されたわけではなく、民間特志のもの、誘導感化も與つて力あつたことであらう。

附記。史料探訪の際における高橋後氏(東京)小川謙三氏(會津)飯塚清通氏(中村)の好意を深謝す。